

庶第 249 号
平成 25 年 11 月 29 日

飯山市特別職報酬等審議会
会長 吉越 明人 様

飯山市長 足立 正則

市長、副市長及び教育長の退職手当の額について（諮問）

市長、副市長及び教育長の退職手当の額に関し、改正の適否及び適正な額について、飯山市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問の内容
市長、副市長及び教育長の退職手当の額に関し、改正の適否及び適正な額
- 2 答申を得たい期限
平成 25 年 12 月 27 日（金）